

保育所における医療的ケア児の  
受け入れ及び実施に係るガイドライン

令和 5 年 8 月

三 郷 市

## 1 はじめに（目的）

近年、保育需要の高まりとともに保育のニーズが多様化しており、本市においても第2次みさとこどもにこにこプランでは、集団保育が可能で、医療的ケアが必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）と健常児とが一緒に保育を受けることができる統合保育を関係機関との連携を図りながら、効果的に推進することが掲げられている。

そのような中、令和3年6月18日に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）が公布され、9月18日に施行されたことを受け、集団保育可能な医療的ケア児が保育サービスを利用し、保育施設において安全な生活を送ることができるよう、本ガイドラインにおいて必要な事項を定めることとした。

## 2 定義

このガイドラインにおいて「医療的ケア」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。

## 3 実施保育所

医療的ケア児保育を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、次に掲げる保育所とする。

- (1) 上口保育所
- (2) 丹後保育所

## 4 対象児童

保護者の就労等の事由により、保育を必要とする児童で、主治医より保育所での集団保育が可能と判断され、かつ保育中に医療的ケアが必要であるほか、以下の全ての要件に該当する児童とする。

- (1) 2歳児クラス以上に入所（園）を希望している児童  
※集団生活の中では、感染症のリスクが高いため。
- (2) 家庭での生活において、状態が安定していること。
- (3) 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立されていること。
- (4) 医療的ケアを実施することで、状態の変化が起こりにくいことが主治医から判断されていること。

## 5 入所定員

実施保育所において、医療的ケア児を受け入れる児童（以下「利用児童」という。）の入所定員は、原則として1実施保育所につき1名とするが、実施保育所の状況に応じて、安全確保が可能な範囲で適宜決定するものとする。

## 6 保育実施日及び保育時間

実施保育所における医療的ケア児の保育は、三郷市保育所設置及び管理条例（昭和53年条例第48号）第5条に規定する休日及び土曜日を除く月曜日から金曜日までとする。

保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までの範囲内において、保護者が保育を必要とする時間とし、医療的ケア児の状況、保育所等の状況等を踏まえ、保育所等と保護者の同意の上、決定する。

## 7 医療的ケアの実施者

利用児童に対する医療的ケアは、適切な医療的ケアが行える保健師、看護師及び准看護師又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項）に規定する者（以下「看護師等」という。）が行うものとする。

## 8 申し込み手続き

「保育利用希望申込みのてびき」に示す提出書類に、「医療的ケア実施申込書」（様式第1号）、「医療的ケアの実施に係る意見書」（様式第2号）の書類を添えて、すこやか課に提出する。提出期限については、保育利用希望申込みのてびきのとおりとする。

## 9 医療的ケア児入所検討会議の開催

- 1 すこやか課長は、当該児童について「集団保育の中で、必要に応じ看護師等による医療的ケアを受けて、安全に保育されること」の可否について判断するために、医療的ケア児入所検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。
- 2 検討会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。
  - （1）健康推進課長

- (2) 障がい福祉課長
- (3) すこやか課長
- (4) 学務課長
- (5) 指導課長
- (6) 子ども発達支援センター長
- (7) 実施保育所の所長
- (8) 実施保育所に勤務する看護師
- (9) その他子ども未来部長が必要と認める者

3 検討会議を実施する際には、当該児童の発達状況等を踏まえ、保護者より受領している申込児童にかかる資料、問診結果、保育所等の体制等を踏まえたうえで、受け入れの可否の判断を行うものとする。

4 受け入れの可否については、「医療的ケア実施可否通知書」(様式第3号)により通知する。なお、実施保育所において医療的ケアの実施が不可と判断された場合は、関係部署と連携して他の支援・サービスの検討を行う。

## 10 利用調整（入所選考）

1 検討会議の結果、当該児童が「集団保育の中で、必要に応じ看護師等による医療的ケアを受けて安全に保育されること」が可能であるとの判断された医療的ケア児は、利用調整（入所選考）に基づき、利用の決定を行う。

2 利用が決定した際には、「医療的ケアが必要な児童に係る保育の実施内容に関する確認書」(様式第4号)の提出を求めるものとする。

3 検討会議において医療的ケアの実施が不可と判断された当該児童の保護者に対しては、「施設等利用調整結果保留通知書」を送付する。

## 11 主治医との連携について

すこやか課長及び実施保育所長は、保護者から「医療的ケアが必要な児童に係る指示書」(様式第5号)の提出を求め、ケアの実施方法に関する指示、留意事項及び緊急時の対応について確認するとともに、必要に応じて主治医と面談を行い、医療的ケアの実施について安全性を確保する。

## 12 計画と記録

### (1) 医療的ケア児の保育に係る実施計画書の作成

保育所等での安全な医療的ケアを実施するため、実施保育所は、医師の指示及び児童の心身の状況を踏まえて、実施行為・実施頻度・留意点等を記載した「医療的ケア実施計画書」（様式第6号）を作成する。

作成した計画書は主治医及び保護者へ提示し、内容を確認、承認していただくとともに、保護者は「医療的ケアの実施に係る同意書」（様式第7号）を提出する。

### (2) 日々の記録

保育及び医療的ケアの適切な実施のため、当該児童の体調や医療的ケアの実施状況を記録する。

また、記録の分析により、保育環境や医療的ケアについて必要に応じて見直しを図る。

### (3) ヒヤリ・ハット事象の記録

医療的ケアの実施については、医師や保護者との連携のもと慎重かつ適切に行うが、想定外の事態が起こった場合や、緊急事態には至らないまでも、「もし〇〇であったら危険だった」と想定される出来事に直面した場合、「ヒヤリ・ハット事象報告書」（様式第8号）として記録する。

ヒヤリ・ハット事象については、速やかに保育所からすこやか課へ報告するとともに、事象の分析を行い、必要に応じて主治医からの指示、助言を求める等、発生した原因や今後の対策等を検討する。

### (4) 関係機関等への報告

「医療的ケアの実施状況報告書」（様式第9号）及び「ヒヤリ・ハット事象の報告」（様式第8号）は、月ごとに取りまとめ、すこやか課へ報告するとともに、必要に応じて、主治医に報告する。

## 13 保育所での医療的ケア実施体制等について

### (1) 役割分担及び情報連携

#### ① 所長

保育所での保育の実施に関する責任者。医療的ケア児の保育の実施について、医療機関との連携のうえ保育士等の指導・監督を行う。

#### ② 看護師等

医療的ケアの実施主体として、医師の指示に従い、適切に医療的ケアを実施する。また保育士と連携し、医療的ケア児の発育・発達を考慮した保育を実施する。

### ③保育士

保育の実施に関し、看護師と連携する。

### ④主治医

医療的ケア児の定期健診を通じ、児童の健康状況を把握したうえで、医療的ケアの実施について、保育所に対し指導・助言を行う。

## (2) 緊急時の対応

緊急時の保護者への連絡手順と救急車の要請について、あらかじめ実施保育所・保護者・主治医と協議のうえ、書面にて同意確認を行う。その際、血中酸素濃度の数値等、客観的な判断基準を確認する。

## (3) 感染症の対策

感染症の罹患予防とし、医療的ケア実施時には手洗い及び手指消毒を行ったうえ、使い捨て手袋を装着し実施する。

感染症流行時にはマスクの装着を行うとともに、流行についての情報を保護者に速やかに提供し、今後の登園についての協議を行う。

## (4) 医療的ケアにかかる機器等の管理

使用する機器等については、極度に温度の高低がある場所を避け、園児の手の届かない場所にて保管する。

使用に際しては事前に機械に不備がないか確認をし、使用ごとに洗浄・消毒する等、機器の衛生を保つよう留意する。

## 14 関係機関との連携

医療的ケア児が療育機関等に通っている場合は、保護者の了解のもと、必要に応じて、関係機関と情報を共有するものとする。

## 15 医療的ケアの終了

当該児童が保育中に医療的ケアを実施する必要がなくなった際は、「医療的ケア児終了届」（様式第10号）をすこやか課に提出する。

なお、終了届提出後、実施保育所長は必要に応じて、主治医から当該児童の保育における留意事項等の聞き取りを行い、医療的ケア終了後における当該児童の安全を確保する。

## 16 その他

このガイドラインは、令和6年4月1日以後に保育利用を希望する医療的ケア児について適用する。

## 17 様式

### ○様式第1号・・・医療的ケア実施申込書

必要事項を保護者が記入したうえで、保育利用の申込手続き（教育・保育給付認定申請及び施設等利用調整申込みに必要な書類）と同時にすこやか課へ提出する。

### ○様式第2号・・・医療的ケアの実施に係る意見書

当該児童の主治医が集団保育の実施において、医療的ケアに係る意見書を作成し、医療的ケア実施申込書に添えて保護者がすこやか課へ提出する。

### ○様式第3号・・・医療的ケア実施可否通知書

保護者に対して送付する医療的ケアの実施可否にかかる通知書

### ○様式第4号・・・医療的ケアが必要な児童に係る保育の実施内容に関する確認書

医療的ケアを含めた保育の実施内容についての合意事項として、保護者及び実施保育所の所長双方がそれぞれ記名押印した後、原本は実施保育所で保管する。

### ○様式第5号・・・医療的ケアが必要な児童に係る指示書

主治医が医療的ケアの内容と実施範囲等の指示内容を明記する。主治医作成後、保護者はすこやか課へ提出する。

### ○様式第6号・・・医療的ケア実施計画書

実施保育所が医療的ケアにかかる計画書を作成し、主治医及び保護者が承認するとともに、記名、押印する。

### ○様式第7号・・・医療的ケアの実施に係る同意書

実施保育所が具体的な医療行為、実施期間等を記載した同意書を作成し、保護者が確認した後、記名、押印する。

### ○様式第8号・・・医療的ケア ヒヤリハット事象報告書

医療的ケアを実施中、想定外の事態が発生した際や事故に発展する危険性があった出来事に直面した場合、ヒヤリ・ハット事象として記録する。

### ○様式第9号・・・医療的ケア実施状況報告書

毎月、医療的ケアを実施した状況について、実施保育所からすこやか課に提出する。

### ○様式第10号・・・医療的ケア児終了届

保育中において、医療的ケアを実施する必要がなくなったときに、保護者及び主治医が必要事項を記入した後、保護者からすこやか課に提出する。